

佐賀県教育庁文書規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第10号

佐賀県教育庁文書規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁文書規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県教育庁文書規則</u></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第14条の規定に基き</u>、この規則を定める。</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県教育庁における<u>文書事務</u>の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（<u>文書事務</u>）</p> <p><b>第2条</b> <u>文書事務</u>については、<u>佐賀県文書規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号。以下「<u>文書規程</u>」という。）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定を準用する。</p> <p>（教育委員会規則）</p> <p><b>第3条</b> 法第15条の規定に基づく佐賀県教育委員会規則については、<u>文書規程中規則</u>に関する規定を準用する。</p> <p>（教育長訓令）</p> <p><b>第4条</b> 教育長訓令については、<u>文書規程中訓令</u>に関する規程を準用する。<u>ただし、知事とあるのは、佐賀県教育委員会教育長と読みかえるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県教育庁文書管理規則</u></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第15条の規定に基づき</u>、この規則を定める。</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県教育庁における<u>文書管理事務</u>の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（<u>文書管理事務</u>）</p> <p><b>第2条</b> <u>文書管理事務</u>については、<u>佐賀県文書管理規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号。以下「<u>県文書管理規程</u>」という。）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</p> <p>（教育委員会規則）</p> <p><b>第3条</b> 法第15条の規定に基づく佐賀県教育委員会規則については、<u>県文書管理規程中規則</u>に関する規定を準用する。</p> <p>（教育長訓令）</p> <p><b>第4条</b> 教育長訓令については、<u>県文書管理規程中訓令</u>に関する規程を準用する。<u>この場合において、<u>県文書管理規程第3条第1項第3号中「知事」とあるのは、「佐賀県教育委員会教育長」と読み替えるものとする。</u></u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。